



妨害運転の施行後1年で100件摘発

昨

年6月30日から、いわゆる「あおり運転」が妨害運転罪として厳罰化されていますが、警察庁では1年間の妨害運転の摘発状況を発表しました。それによりますと、全国の警察が妨害運転の疑いで摘発したのは100件にのぼり、妨害運転に起因する人身事故は23件起きていることがわかりました。妨害運転の対象となる運転行為としては10種類ありますが、いちばん多かったのは「不要な急ブレーキ」で24件ありました。続いて「急な車線変更」が20件、「前の車に著しく接近」が16件、「蛇行や幅寄せといった安全運転義務違反」が16件の順になっています。また、妨害運転罪には「交通の危険のおそれ」と「著しい交通の危険」がありますが、より罰則の重い「著しい交通の危険」が適用されたのは29件ありました。発表された数字だけを見ると、「あおり運転」はかなり減っているようにみえますが、実際には摘発されていないケースも相当数あるのではないかと思います。何らかの理由で他人の運転に腹が立ったとしても、仕返しをするような妨害運転は絶対にしないようにしてください。



冠水道路走行は周辺家屋に損害を与える

最

近、各地で記録的な大雨が降っており、冠水した道路を車が疾走するニュースをよくみます。これまでは、冠水した道路を走行していると突然エンジンストップして、道路上に立ち往生する危険について述べてきたのですが、それとは違った危険もあるようです。それは、冠水した道路を走行する車が水を押しよけるために、その波が周辺の家屋などに押し寄せ、窓ガラスや壁などに被害をもたらすというものです。

浸水被害が深刻だった佐賀県武雄市では、冠水した国道34号をトラックなどが波を立てて走行した結果、車が押しよける波が道路沿いにある店舗などに押し寄せて、窓ガラスや壁、倉庫のシャッターが破損するなどのケースが報告されています。海で泳いでいると、近くを船が通ると大きな波が押し寄せてくることがありますが、冠水した道路を走行するということは、それと同じような大きな波を生み周辺家屋に被害をもたらしています。

冠水した道路を走行するということは、エンジンストップの危険以外に周辺の家にも被害をもたらすことがあるということも頭に入れ、無理に走行しないようにしてください。



ETCシステム利用規程により、20km/h以下に減速して進入し、ETCレーン内は徐行して通行することと定めております。ETCレーンでは、誤進入やカード未挿入等により、前車の停止や開閉バーが開かないことなど不測の事態が発生する場合がありますので、お客さまの安全を確保するためにも、20km/h以下に減速の上、ETCレーンは徐行して通行してください。